

平成30年2月27日

# 放課後児童クラブの現状と課題

平成30年2月27日



小さな支えが大きな安心  
子育て王国 鳥取県

# 鳥取県の概要



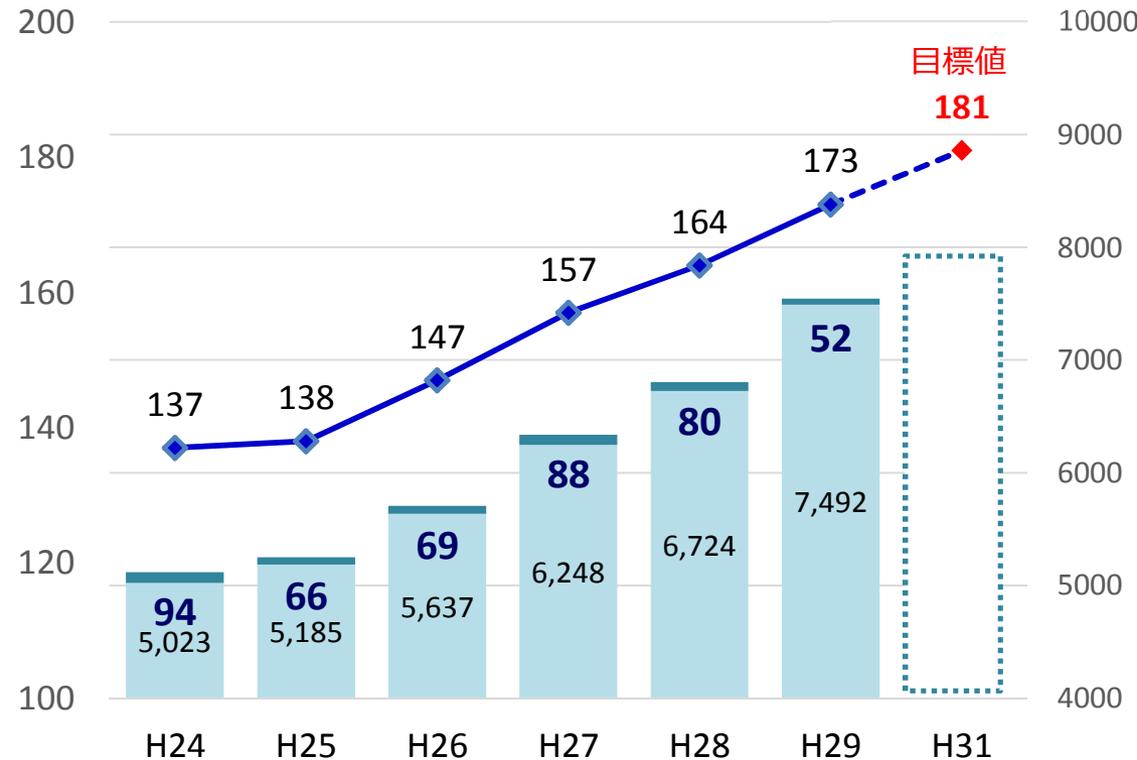
鳥取県

- ◆ 人口 : 約56.4万人
- ◆ 世帯数 : 約21万世帯
- ◆ 高齢化率 : 29.7%
- ◆ 面積 : 3,507平方km
- ◆ 市町村数 : 19 (4市14町1村)

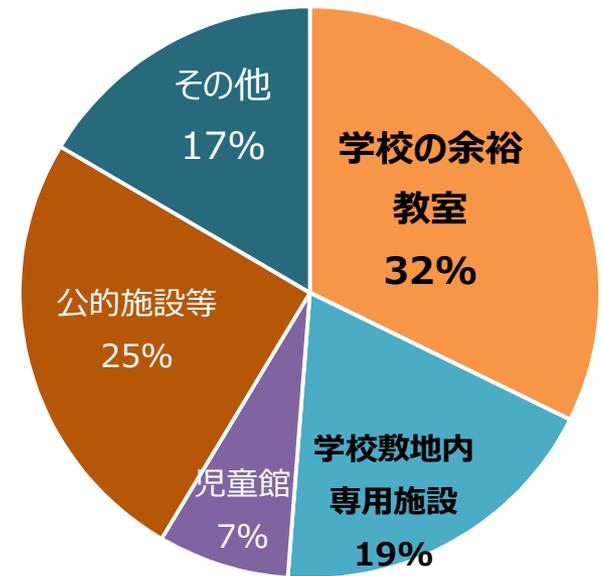


# 放課後児童クラブの概況

- 県内全市町村に放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を設置済。
- 学校の理解が進み、半数が余裕教室や学校敷地内の専用施設で児童を受け入れている。
- 放課後児童クラブへの入所児童数は年々増加しクラブを増設するも、待機児童解消に至っていない。



## 実施場所



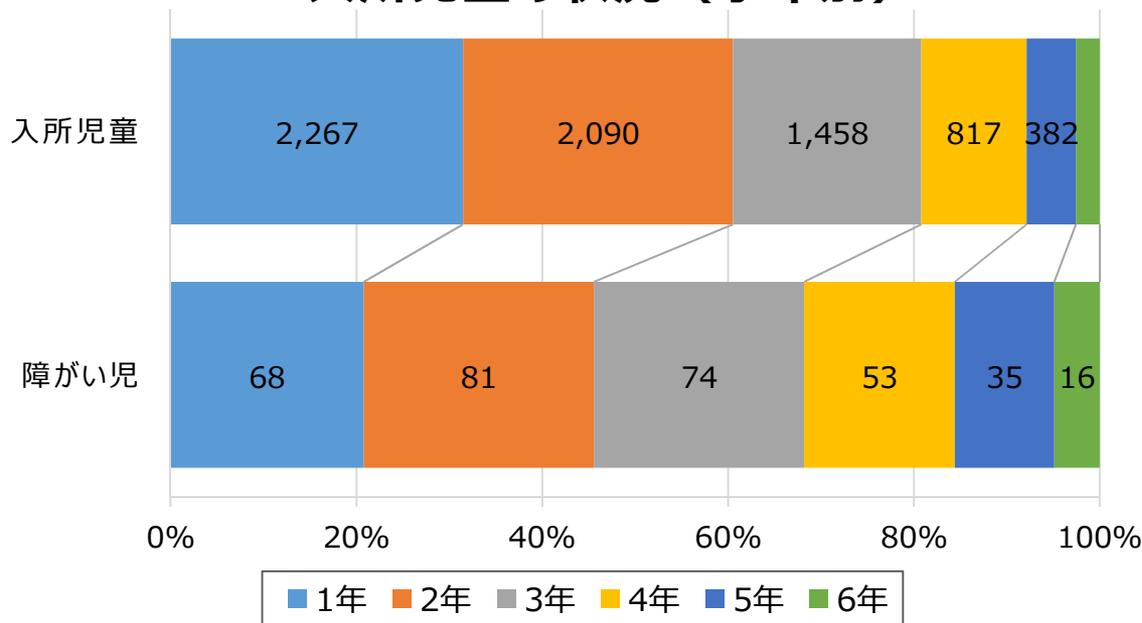
■ 利用児童数 (人) ■ 待機児童数 (人) ◆ クラブ数 (箇所)

※H27以降は、クラブ数は支援単位数を記載

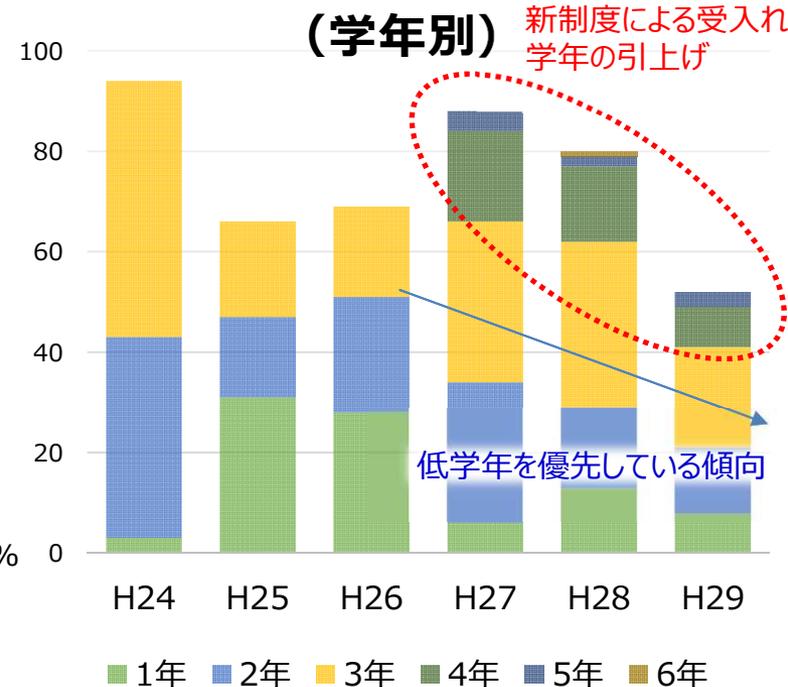
# 放課後児童クラブの実施状況

- 入所児童は低学年中心。高学年になると放課後の過ごし方が多様化し、入所数が減少していく。（自分たちで地域で遊んだり、習い事など放課後児童クラブ以外の活動が中心になる等）
- 特別な支援の必要な児童は、高学年になってもクラブの利用傾向が強い。
- クラブ数の増加もあり、待機児童は近年減少傾向にあるものの、高学年の待機児童も発生している。
- 山間部では、クラブに入所していないと遊び相手がないとの声も。

## 入所児童の状況（学年別）



## 待機児童数の推移



# 放課後児童クラブ支援員の状況

- 都市部は女性中心、山間部は高齢者中心と、支援員の構成は傾向が異なる。
  - 都市部では、クラブの分割に必要な支援員が確保できない。
  - 山間部では、支援員が高齢者で占められており、今後の持続性に不安。
- 入所ニーズが高まる長期休暇中は、支援員の増員が必要となるが、夏休みだけの勤務に対応できるような人材を確保するのは特に困難。（平時から、長期休暇を見据えて雇用が必要）

## 都市部

### 支援員は主に女性

- ◆ 介護、夫の転勤、年齢的なものによる体調不良、子どもの急な用事など、急きょクラブに出られない事態が想定されるため、必要数より多めの支援員が必要。
- ◆ 介護、育児などライフスタイルの変化により時間数が確保できず、資格取得のための従事時間数を満たすことが困難。

## 山間部

### 支援員は主に高齢者

- ◆ 高齢化が進み、大半は65歳以上の支援員で構成。
- ◆ 有資格者になっていただいても、資格を生かした長期間の勤務が期待できないため、クラブの安定運営に不安がある。
- ◆ 資格取得のための従事時間数も満たすことが困難。

ローテーションのための不規則なシフト・夏休み対応など勤務の自由度が低い  
短時間勤務で安定した収入が得られない

女性の就業率が高いエリアでは、夕方のみ限定された時間で働ける人が少ない  
(15歳以上の女性の就業率[H27]／全国平均：48.3%、鳥取県：50.9%)

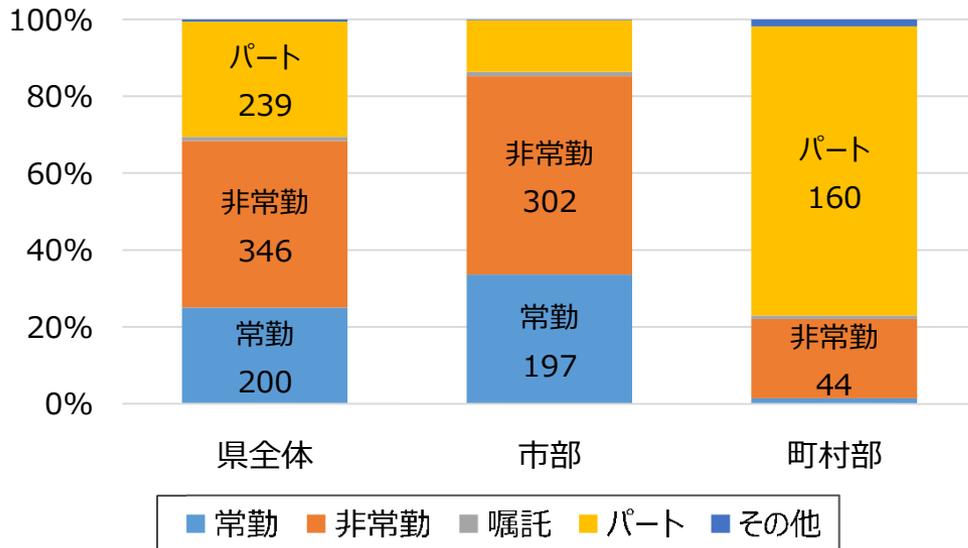
従事時間数など必要資格取得のハードルが高い

➡ **人材確保は極めて困難**

# 放課後児童クラブ支援員の処遇

- 非常勤職員・パート職員が支援員の大半を占めており、特に町村部ではその傾向が強い。
- 常勤職員であっても給与は低く、一方で処遇改善事業の活用は難しい状況。

## 支援員の雇用形態



## 勤務形態別の処遇状況（月給・千円単位）

市町村	常勤職員	非常勤・パート・アルバイト等
A市	63～280	2～93
B市	122～126	37～126
C町	110	23～110
D町	148～153	8～81
E町	145	7～45

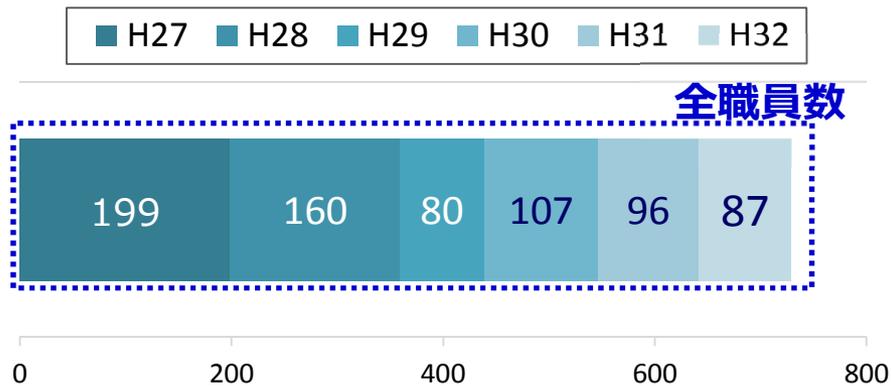
## 処遇改善等事業（国庫）を活用できない理由

- ✓ 指導員の質の問題から、要綱上の条件（家庭・学校・地域住民との連絡・情報交換等の育成支援を主担当として行うこと）を満たす指導員の確保が困難
- ✓ 要綱上の開設時間の条件（平日に18:30を超えて開所、及び長期休暇期間中1日8時間以上開所）を満たさない
- ✓ 他業種との賃金比較等、人員配置に対する自治体の方針により困難（予算が付かない）

# 人材確保と質の向上に向けた取組

- 支援員の人材確保が困難な中、処遇改善等事業（国庫補助）の活用、町負担によるフルタイム雇用の導入など、各市町村が工夫して取り組んでいる。
- 全職員を対象とした研修を放課後児童クラブ・子ども教室合同で実施し、質の向上を図っている。
  - ◇児童の受入れ時間前の平日午前中に開催
  - ◇研修テーマ／安全管理、障がい児への対応 等
- 放課後児童支援員の認定資格研修は、現職員は経過措置期間内にほぼ修了見込み。ただし、今後クラブの分割に必要な有資格者は、従事要件が支障となり確保困難。

認定資格研修 修了者数  
(H30～は見込み)



## 研修参加者の声より

- 研修だけでなく、各クラブへの定期的な巡回訪問など、実際の現場で指導してもらいたい。
- 学校のカウンセラー、ソーシャルワーカーは忙しく相談できない。自分たちが悩んでいること、困っていることを相談できるような場がほしい。
- 近年手のかかる児童が増え続けている。支援学級の児童を受け入れているうえ、普通学級でも半分以上は何らかの問題があるように思う。少ないスタッフで対応しきれない児童が多数。

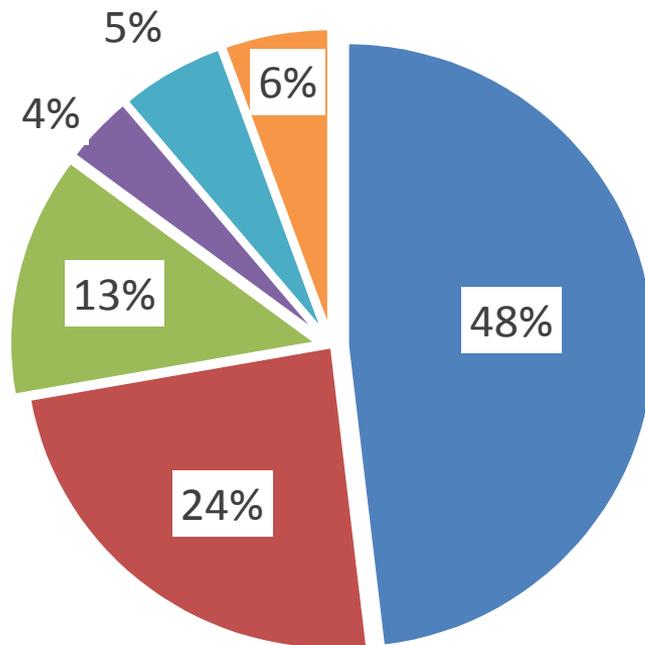
## 市町村担当者より

- 認定研修を受講するよりも、実践でトレーニングする方が支援員の養成として意義がある。
- 高齢者の支援員は自身の子育て持論に陥りがち。現場でペアレントトレーニングを学ぶ方が役に立つ。
- 従事要件を満たす者がおらずクラブを分割できない。

# 特別な支援が必要な児童の受入れ

- 近年、特別な支援が必要な児童が増加。
- 学校では支援学級で手厚い支援を受けられても、放課後児童クラブでは複数学年の児童が混在し、大人数の割には支援員の配置は少なく、児童・支援員ともに負担が大きい状況。
- 中には、本来は加配が必要な児童を複数受け入れているにもかかわらず基本配置の職員で対応しているクラブもある。

障がい児受入数（1クラブ当たり・H29.5）



■ 3人 ■ 4人 ■ 5人 ■ 6人 ■ 7人 ■ 8人以上

## 市町村独自の対応状況

- LD等専門員による障がいに関する研修会の開催
- LD等相談員による個別相談対応
- 統括指導員や児童支援員による巡回指導
- 元LD等専門員の方を非常勤職員として配置、相談支援や研修会の講師を担う
- 保護者、施設、専門家などが集まり話し合う場の設定（未就学、就学ともに対象）

# 鳥取県独自の支援

## ➤ 国の支援を受けられないクラブに対し、県独自に支援

- (国庫) 開設200日以上 ➡ 25~199日のクラブの運営費を支援
- (国庫) 長期休暇中は新たな支援単位が必要 ➡ 開設日数に応じた支援
- (国庫) 障がい児受入れ加算は加配2人まで ➡ 必要な配置人数分の支援
- 資格をもつ放課後児童指導員に対し、県独自に加算

	県独自支援の概要	補助単価
補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童の数 1人~</li> <li>• <b>開設日数 25~199日</b></li> </ul>	2,797千円×日数/250日
障がい児受入加算	障がい児1人以上受入+市町村が特別な支援が必要と認めた児童につき、専門的知識を有する担当職員を1名以上配置	1,796千円×事業月数/12月×配置人数 (国庫補助を利用する場合) 1,796千円×事業月数/12月×(配置人数-1※)
長期休暇加算	春・夏・冬休みに開設(いずれの期間も1日8時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開設日数250日以上 … 402千円</li> <li>• 開設日数200~249日… 356千円</li> <li>• <b>開設日数25~199日</b> …春休: 48千円、夏休: 245千円、冬休: 63千円</li> </ul>
指導員加算	児童の遊びを指導する者の資格を持つ放課後児童指導員を配置	15千円 × 勤務月数

※国庫補助メニュー2種(障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業)のうち、2種とも利用する場合は配置人数から2人を控除

# クラブ運営存続のために必要なこと

- **人材確保** … **時間単位での雇用からの転換**（例：日給・フルタイム雇用）  
**資格要件の緩和**（例：2,000時間従事要件の撤廃、開設間もないクラブは経過措置延長など）  
**補助事業における加配数の上限撤廃**
- **利用者支援** … **小規模クラブであっても公平な利用負担となる補助体系へ**
- **支援員支援** … **特別な支援が必要な児童の相談など、巡回指導の仕組み構築**

## 市町村担当者・支援員の声

### 人材確保

- ✓ 人材確保のため、町負担でフルタイム非常勤として雇用、日額支給。児童受入れ時間外は教材や書類作成に従事。**人材確保は時間給では困難であり、制度の前提を日給での職員雇用とする必要がある。**
- ✓ キャリアアップ処遇改善事業は、市町村の財政負担が重く予算が確保できない。
- ✓ **2年間・2000時間の従事要件が支障。経過措置期間中に有資格者の確保は困難。**従事開始後、現場で勤務しながら研修を受け、養成していく方が望ましい。

### 受け皿の拡大

- ✓ 分割のクラブが増えており、H32.4新設など**比較的新しいクラブでは2年の実務経験がクリアできない。**新しいクラブについては緩和措置を設けるなどしなければ新設できない。

### 小規模クラブへの支援

- ✓ クラブの運営は、利用料と公費で折半の認識だが、小規模クラブの場合、人件費の半分を保護者負担させるのは無理。他のクラブと利用料が均衡するような**利用料支援、または、小規模クラブの運営費アップが必要。**

### 特別な支援が必要な児童への対応

- ✓ 支援学級の児童は、日中は2：1で手厚くされているのに、放課後になったら40：2で詰め込まれ、パニックになりやすい。支援員は大変な思いをしている。
- ✓ **半日勤務の時間給採用では人が確保できず、制度があっても加配ができない。**
- ✓ **巡回指導の仕組みが必要。**

### 受入れ児童の範囲

- ✓ **山間部ではクラブに来ないと地域に遊び友達がいない。**就労に関わりなく受け入れる必要がある。